

教義第 1658 号  
平成28年1月13日

各教育局長 様

学校教育局義務教育課長

#### 教科書採択における公正確保について（通知）

このことについては、これまでも文部科学省からの通知等に基づき、周知徹底を図り適切に行うようお願いしてきたところですが、昨年、教科書発行者が採択の公正性・透明性に疑念を生じさせかねない行為を行った事案があったことから、平成27年11月4日付けで、当職から教科書採択における公正性・透明性の確保について通知したところです。

こうした中、先般、別の教科書発行者による同様の事案について、新聞等で報道されました。

教科書は、全ての児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において必ず用いることとなる極めて公共性の高いものであり、著作・編集から検定、採択、供給に至るまでのいずれの段階においても適正に行われる必要があります。中でも、採択は、実際に児童生徒が用いる教科書を選択する重要な行為であり、いかなる疑惑の目も向けられることのないよう、特に高い公正性・透明性が求められます。

つきましては、改めて関係法令や関係通知に留意し、教科書採択の一層の公正確保を図るよう、別添通知文により、貴管内の各関係機関あて周知願います。

なお、今年度これまで、または今後、教科書採択において公正な採択が阻害されると判断される事案がありましたら、その都度、別紙様式により当職あて報告願います。

記

#### <関係通知>

- (1) 「平成28年度使用教科書の採択について」  
(平成27年4月16日付け教義第109号北海道教育委員会教育長通知)
- (2) 「平成28年度使用教科書の採択の公正確保について」  
(平成27年6月11日付け教義第428号学校教育局義務教育課長通知)
- (3) 「教科書採択に向けての留意事項について」  
(平成27年6月24日付け教義第519号学校教育局義務教育課長通知)
- (4) 「教科書採択における公正性・透明性の確保について」  
(平成27年11月4日付け教義第1297号学校教育局義務教育課長通知)
- (5) 「教科書発行者からの『報告書』の提出について」  
(平成27年12月14日付け教義第1514号学校教育局義務教育課長通知)

担 当：義務教育グループ 福 井 内線35-780  
F A X：011-232-1072  
E-mail：[fukui.toshihiro@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:fukui.toshihiro@pref.hokkaido.lg.jp)

(別紙様式)

教科書採択に係る公正確保の阻害事案について

教育局名	
------	--

(市町村教育委員会、道立学校においては記入不要)

市町村名、学校名	
事案の生じた時期	平成 年 月 日
【事案の詳細】	

※ 「市町村名、学校名」は、市町村立学校の場合は市町村教育委員会名（学校が特定される場合は学校名も）、道立学校の場合は学校名を記載してください。

※ 時期については、具体の日がわからない場合は、年月までの記載で構いません。